

## 大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例案

### (趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第45条第3項の規定に基づき、本市が管理する府道又は市道（以下「道路」という。）に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）の例による。

2 この条例における道路標識の種類は、省令の例による。

### (案内標識の寸法)

第3条 案内標識の寸法は、この条及び次条に定めるところによる。

2 別表第1に掲げる案内標識については、同表に図示される寸法を基準とする。

3 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により別表第1に図示される横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

4 自動車専用道路に設置する案内標識については、別表第1に図示される寸法を同表に図示される寸法の3倍まで拡大することができる。

5 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、別表第1に図示される横寸法を同表に図示される寸法の2.5倍まで拡大することができる。

6 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識については、

道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、別表第1に図示される寸法（前項に規定するところにより同表に図示される横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

7 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号（118の2 - B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、別表第1に図示される寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

8 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により別表第1に図示される横寸法（「道路の通称名（119 - C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

第4条 別表第1に寸法が図示される案内標識の文字及び記号の大きさは、同表に図示される寸法を基準とする。

2 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114 - B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4 - A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

- 3 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、前項の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- 4 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- 5 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- 6 自動車専用道路に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。
- 7 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
- 8 案内標識の縁の太さは、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「都道府

県道番号（118の2 - B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120 - B）」を表示するものについては9ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号（118の2 - A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3 - A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4 - A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

（警戒標識の寸法）

第5条 警戒標識の寸法は、この条に定めるところによる。

- 2 警戒標識については、別表第2本標識板の規格の項に図示される寸法を基準とする。
- 3 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が1時間につき60キロメートル以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては別表第2に図示される寸法の2倍まで、設計速度が1時間につき100キロメートル以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては同表に図示される寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。
- 4 自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては別表第2に図示される寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 5 別表第2（本標識板の規格の項を除く。）に寸法が図示される警戒標識の記号の大きさは、同表に図示される寸法を基準とする。
- 6 警戒標識の縁及び縁線の太さは、12ミリメートルとする。

（補助標識の寸法）

第6条 補助標識の寸法は、この条に定めるところによる。


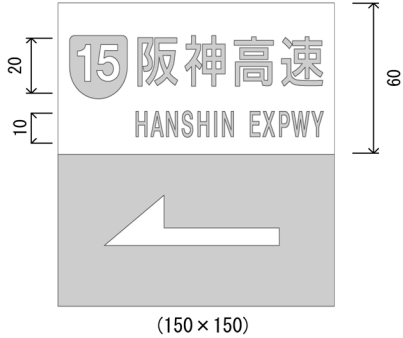
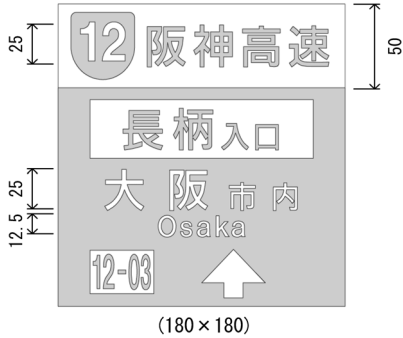
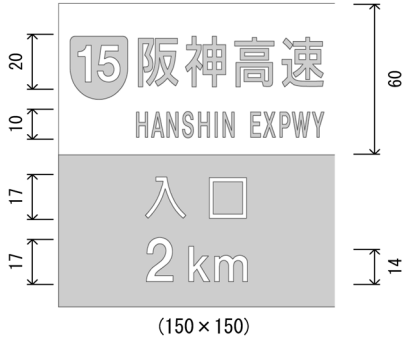
- 2 補助標識については、別表第3に図示される寸法を基準とする。
- 3 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、

又は縮小することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

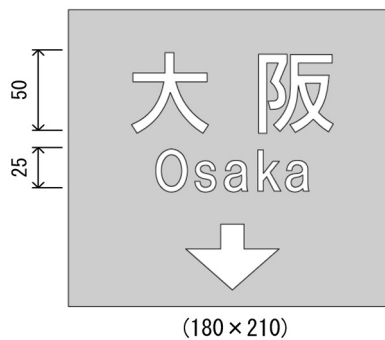
別表第1 (第3条、第4条関係)

種 類	寸法 (単位 センチメートル)
都府県 (102-B)	 <p>(120×200)</p>
入口の方向 (103-A)	 <p>(150×150)</p>
入口の方向 (103-B)	 <p>(180×180)</p>
入口の予告 (104)	 <p>(150×150)</p>

方面及び距離 (106 - B)



方面及び車線 (107 - A)



方面及び方向 (108の2 - D)



方面及び方向 (108の2 - E)



方面及び出口の予告 (110-B)



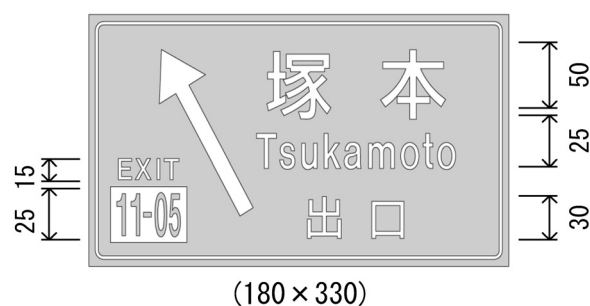
(180×330)

方面、車線及び出口の予告  
(111-B)



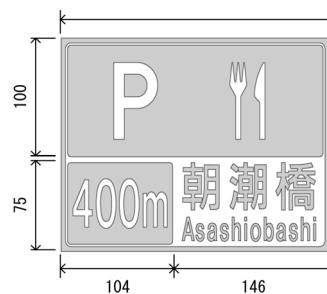
(180×330)

方面及び出口 (112-B)



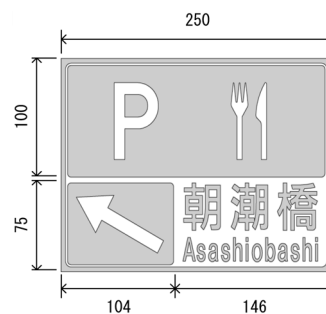
(180×330)

サービス・エリアの予告  
(116-B)





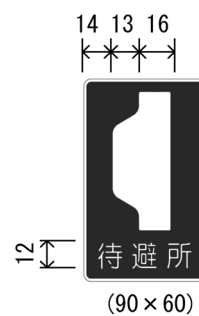
サービス・エリア (116の2 - B)



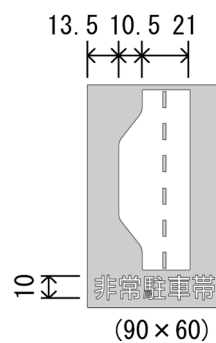
非常電話 (116の2)



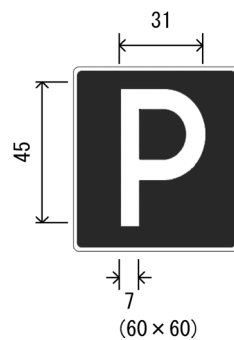
待避所 (116の3)



非常駐車帯 (116の4)



駐車場 (117 - A)



駐車場 (117 - B)



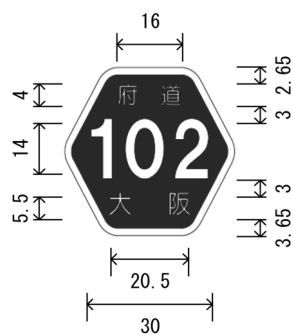
登坂車線 (117の2 - A)



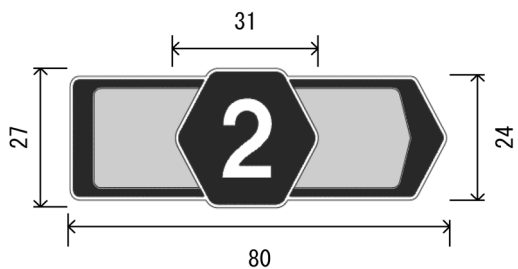
登坂車線 (117の2 - B)



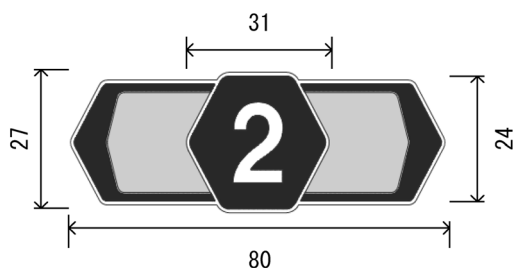
都道府県道番号 (118の2 - A)



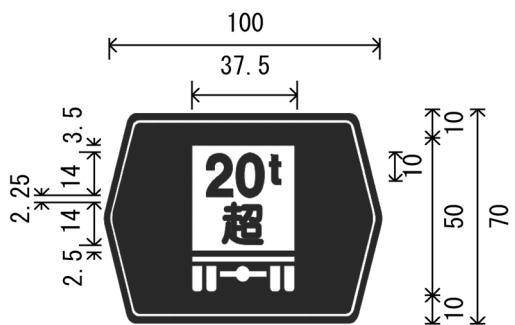
都道府県道番号 (118の2 - B)



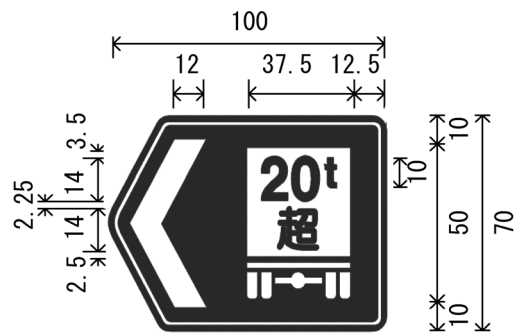
都道府県道番号 (118の2 - C)



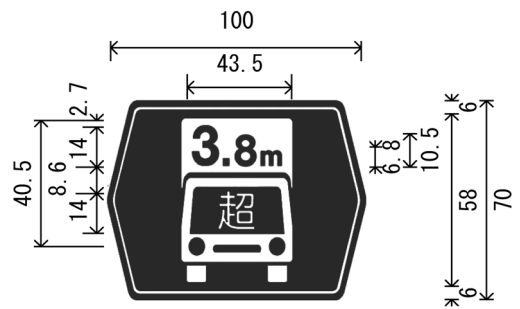
総重量限度緩和指定道路  
(118の3 - A)



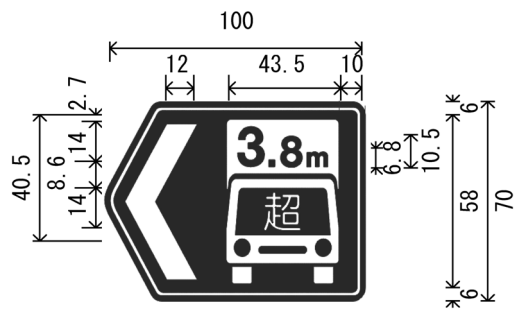
総重量限度緩和指定道路  
(118の3 - B)



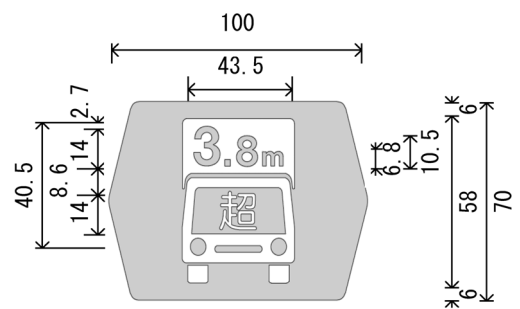
高さ限度緩和指定道路  
(118の4 - A)



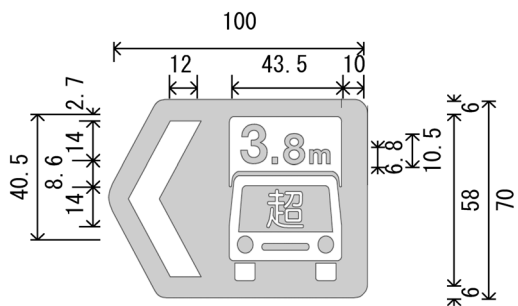
高さ限度緩和指定道路  
(118の4 - B)



高さ限度緩和指定道路  
(118の4 - C)



高さ限度緩和指定道路  
(118の4 - D)



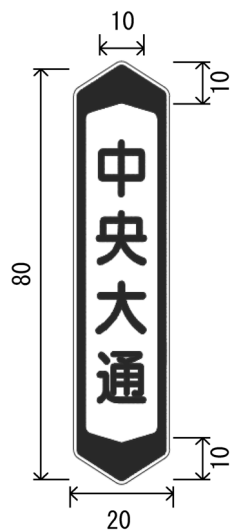
道路の通称名 (119 - A)



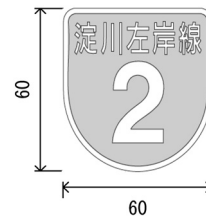
道路の通称名 (119 - B)



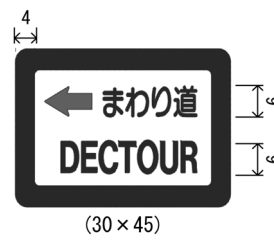
道路の通称名 (119 - C)



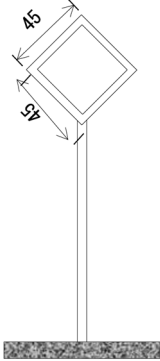
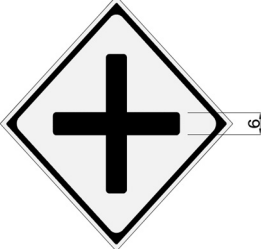

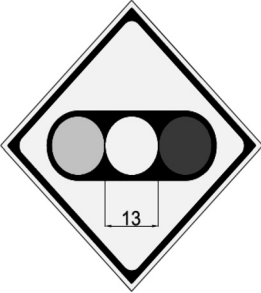
道路の通称名 (119 - D)



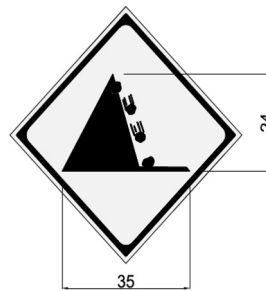
まわり道 (120 - A)



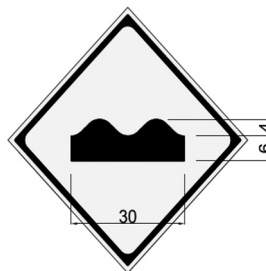
別表第 2 (第 5 条関係)

種 類	寸法 (単位 センチメートル)
本標識板の規格	
十形道路交差点あり (201-A)	
右 (又は左) 方屈曲あり (202)	
信号機あり (208の 2)	

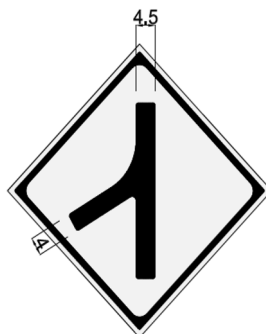
落石のおそれあり (209の2)



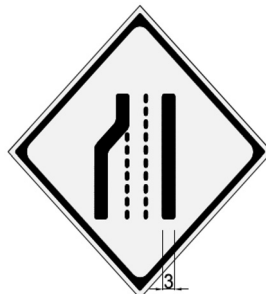
路面凹凸あり (209の3)



合流交通あり (210)

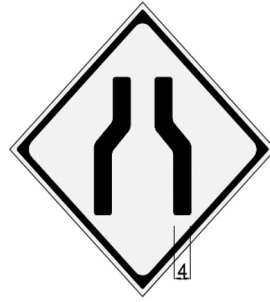


車線数減少 (211)

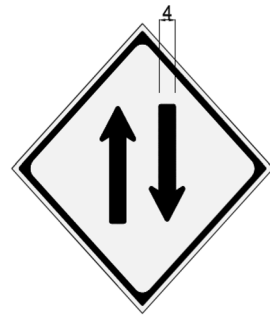




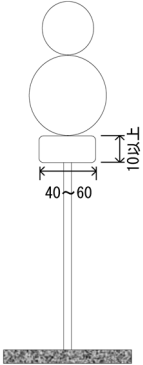

幅員減少 (212)



二方向交通 (212の2)



別表第3 (第6条関係)

種 類	寸法 (単位 センチメートル)
補助標識板の規格	
注意事項 (510)	

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

道路法に基づき、本市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 道路法（抄）

（道路標識等の設置）

第45条 省 略

2 省 略

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。